

## 平成24年第2回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成24年6月14日 午後3時00分開議

議 長	それでは定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。
々	去る8日に開会されました第2回定例会も本日最終日となりました。 連日、熱心にご審議をいただき、誠にありがとうございました。
々	ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので会議は成立致しました。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配布しているとおりでございます。
々	日程第1、「委員長報告」を議題と致します。 総務教民常任委員長から「請願審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。
々	総務教民常任委員長の報告をお願い致します。 8番、圓山総務教民常任委員長。
8番 圓山総務教 民常任委員 長	平成24年6月14日。川本町議会議長 大畑茂久殿。 総務教民常任委員会委員長 圓山達雄。 請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。 1、受理番号、請願第2号。 件名、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願。 付託年月日、平成24年6月8日。 審査年月日、平成24年6月8日。 審査の結果、採択すべきもの。 以上であります。
議 長	以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。
々	そう致しますと、「請願第2号」に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。ありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。 質疑を終結致します。



議 長

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。

質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。

討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「陳情第3号、川本町が計画される工事関係の発注について川本町建設業協会会員への地元優先指名への陳情」に対する委員長報告は「趣旨採択すべきもの」であります。

この「陳情第3号」に対し、「趣旨採択」することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「陳情第3号」は委員長報告のとおり、「趣旨採択」とすることに決定致しました。

々

以上で、産建町民常任委員長の報告を終わります。

々

それでは日程第2、「議案第52号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。

「議案第52号」について賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第52号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

次に、日程第3、「議案第53号、川本町スクールバス管理運行条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

- 議 長           これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第53号」について賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々               よって、「議案第53号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々               次に、日程第4、「議案第54号、平成24年度川本町一般会計補正予算  
(第1号)」の件を議題と致します。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第54号」について賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々               よって、「議案第54号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々               次に、日程第5、「議案第55号、平成24年度川本町国民健康保険事業  
特別会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第55号」について賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々               よって、「議案第55号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々               次に、日程第6、「議案第56号、平成24年度川本町簡易水道事業特別  
会計補正予算（第1号）」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々               これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第56号」について賛成の皆さんの挙手を求めます。

議 長 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第56号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 それでは次に、日程第7、「発議第3号、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書の提出について」の件を議題と致します。

々 提出者から提案理由の説明を求めます。8番圓山議員。

8番 発議第3号。「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の提出について。  
圓山議員 上記の議案を別紙のとおり川本町議会会議規則第13条の規定により提出致します。  
平成24年6月14日提出。  
提出者、川本町議会議員、圓山達雄。賛成者、川本町議会議員、高良敏幸。  
川本町議会議員、片岡通泰。  
意見書の内容でございます。「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書。今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しているのである。我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動態勢、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大するのである。また原発事故への初動対応の遅れは、事故情報の第一次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題がある。さらに言えば、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。平成16年5月にはその不備を補足すべく、民主、自民、公明三党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。よって、国会及び政府におかれては、「緊急事態基本法」を早急に制定されるよう強く要望する。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。  
平成24年6月14日。島根県邑智郡川本町議会。  
提出先は、次のページに書いてありますので、ご覧いただきたいと思います。  
以上です。

- 議 長 以上で提案理由の説明を終わります。
- 々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。
- 々 「発議第3号、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書の提出について」  
に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。
- 々 よって「発議第3号」は原案のとおり決定致しました。
- 々 それでは次に、日程第8、「閉会中の継続審査、調査の申し出について」  
の件を議題と致します。
- 々 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付してお  
りますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の  
申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会  
中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認めます。よって、そのように「決定」致しました。
- 々 次に、日程第9、「議員派遣の件」についての件を議題と致します。  
お手元に配付しておりますとおり、議員派遣することにご異議ございません  
か。  
(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認めます。よってそのように決定致しました。
- 々 次に、日程第10、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。
- 番外 平成24年第2回川本町議会定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶申し  
三宅町長 上げます。議員の皆様には、去る6月8日から提案を致しました議案につ  
きまして慎重審議いただき全案件ともご承認、議決をいただきました事に対し

番外  
三宅町長

まして心からお礼申し上げます。一般質問をはじめ各委員会のご審議の過程でお寄せいただきました貴重なご意見、ご提言等は十分念頭において今後の町政執行にあたる所存でございます。一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私に執りまして2回目の定例会でございました。補正予算の中の政策的経費等についても、ご承認いただきました。道半ばというよりスタートを切ったところでございます。今後、一歩ずつ川本町に住んで良かったと実感出来る町づくりを進めていきたいと考えております。これから梅雨前線の活発化が心配される訳でございます。十分に災害に備えたいと思えますし、又、無いことを願う次第でございます。又、夏に向かって議員各位におかれましては健康にくれぐれもご留意いただき、町政発展の為に益々ご尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了致しました。

々

これをもちまして、平成24年第2回川本町議会定例会を閉会と致します。ご苦勞様でございました。

(午後 3時20分)

この会議録は、川本町議会事務局長 鉦 英俊 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員